

# 工 事 仕 様 書

この工事は、添付図面に基づいて、次のとおり施工します。

1. 工事着工は、関係機関に届け出て、その指示によって施工すること。
2. 工事期間に変更があるときは、別に届け出ること。
3. 交通及び保安に関しては、あらかじめ所轄警察署と打合せ、十分な安全施設を配備すること。
4. 工事が竣工したときは、後片付け及び清掃をして関係機関に届け出て検査を受けること。
5. 材料は、東京都土木材料仕様書に準拠した材料を使用すること。
6. 工事現場の発生材は、関係係員に指示された場所に運搬処理すること。
7. 既設公共施設物に損傷を与えないように施工し、万一損傷を与えた場合は、自費をもって原形に復旧すること。
8. 埋め戻しは、関係係員の指示に従い、1層 15 cm～30 cmに小棒またはランマーあるいは蛸等で十分につき固めて施工すること。
9. 竣工後とはいえども復旧箇所が損傷した場合は、自費をもって修復すること。
10. 砂埋めは、十分に水締めを行うこと。
11. 路盤復旧は、ローラ等で十分に転圧すること。
12. 羽村市では、羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画により、総合的な環境マネジメントシステムを運用していますので、裏面環境方針を理解し、業務を遂行すること。